第七条の次に次の一条を加える。

（定温式住宅用防災警報器の感度）

第七条の二　定温式住宅用防災警報器の感度は、次の各号に定める試験に合格するものでなければならない。

一　作動試験　八十一・二五度の温度の風速一メートル毎秒の垂直気流に投入したとき、四十秒以内（壁面に設置するものにあつては、次式で定める時間ｔ秒以内）で火災警報を発すること。

$$t = 40\log_{10}(1 + (65 - \theta_r)/16.25)/\log_{10}(1 + 65/16.25)$$

注　θ_rは室温（度）を表す。

二　不作動試験　五十度の風速一メートル毎秒の垂直気流に投入したとき、十分以内で作動しないこと。

2　第五条第二項及び第六条第二項の規定は、定温式住宅用防災警報器の感度試験について準用する。

第八条中「、消防法施行令第五条の七第一項第二号」を「消防法施行令第五条の七第一項第二号」に改め、「大きさとし」の下に「、第十一号の表示は外面に表示し」を加え、同条第一号中「住宅用防災警報器」を「光電式、イオン化式又は定温式の別及び住宅用防災警報器」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　種別を有するものにあつてはその種別

第八条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　型式及び型式番号

第八条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　取扱方法の概要（取扱説明書その他これに類するものに表示するものを除く。）

第八条第八号を次のように改める。

八　連動型住宅用防災警報器にあつては、連動型という文字

第八条に次の五号を加える。

九　連動型住宅用防災警報器のうち、無線設備を有するものにあつては、無線式という文字

十　電源に電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧

十一　イオン化式住宅用防災警報器にあつては、次に掲げる事項

イ　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十二条の五第一項に規定する特定認証機器である旨の表示

ロ　廃棄に関する注意表示

十二　公称音圧（公称音圧があるものに限る。）

十三　使用温度範囲（使用温度範囲があるものに限る。）

第八条に次の一項を加える。

2　住宅用防災警報器（無極性のものを除く。）に用いる端子板には、端子記号を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

第十一条第二項を削る。

（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第二条　火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第十六号ハを次のように改める。

ハ　無線設備における火災信号の受信及び発信にあつては、次によること。

(1)　火災の発生を感知した感知器の無線設備が火災信号を受信してから発信するまでの所要時間が五秒以内であること。

(2)　無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、受信機又は他の連動型警報機能付感知器から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。

（中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第三条　中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十六号ロ(2)を次のように改める。

(2)　無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、受信機から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に存する住宅（消防法第九条の二第一項に規定する住宅をいう。以下この条において同じ。）若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅又は平成三十一年三月三十一日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する住宅における住宅用防災警報器のうち、第一条の規定による改正後の住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令第二条、第三条、第五条、第六条、第七条の二、第八条及び第十一条の規定に適合しないものに係る技術上の規格については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際、現に日本消防検定協会又は消防法第二十一条の三第一項に規定する法人であって総務大臣の登録を受けた者が行う検定対象機械器具等についての試験を申請している火災報知設備の感知器及び発信機並びに中継器に係る試験については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際、現に型式承認を受けている感知器及び発信機並びに前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた感知器及び発信機に係る型式承認は、第二条の規定による改正後の火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

3　この省令の施行の際、現に型式承認を受けている中継器及び第一項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた中継器に係る型式承認は、第三条の規定による改正後の中継器に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

○総務省令第二十六号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令

（趣旨）

第一条　この省令は、エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条　この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　エアゾール式簡易消火具　水その他消火剤（以下「消火剤」という。）を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもののうち、内容積一リットル以下のものをいう。